

第205回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

目 次

【事業報告】

1. 会社の現況

- (1) 主要な事業内容p.1-
- (2) 主要な事業所p.1-
- (3) 新株予約権等の状況p.1-
- (4) 会社役員の状況
 - ① 責任限定契約の内容の概要p.3-
 - ② 役員等賠償責任保険契約に関する事項p.3-
 - ③ 社外役員に関する事項
取締役会及び監査等委員会における主な活動状況p.3-
- (5) 会計監査人の状況
会計監査人の解任または不再任の決定の方針p.4-

2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況p.4-

3. 会社の支配に関する基本方針p.7-

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針p.18-

【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書p.19-

連結注記表p.20-

【計算書類】

株主資本等変動計算書p.28-

個別注記表p.29-

【監査報告書】

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書p.34-

会計監査人の監査報告書p.36-

（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

ダイトウボウ株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様
に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律にお送りいた
します。

【事業報告】

1. 会社の現況

(1) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業内容	主要製品・サービス
商 業 施 設 事 業	不動産賃貸、商業施設の運営・管理
ヘルスケア事業	寝装品等の製造・販売
せ ん い 事 業	アパレル製品（衣料品、ユニフォーム）等の製造・販売

(2) 主要な事業所（2025年3月31日現在）

区 分	所 在 地
本 社	東京都中央区
名古屋営業部	愛知県一宮市
大阪営業部	大阪府中央区
大東紡エステート株式会社	静岡県駿東郡清水町
新潟大東紡株式会社	新潟県十日町市

(3) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

A. 2022年7月21日開催の取締役会決議による新株予約権

ア. 発行した新株予約権の数

46 個

イ. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 46,000株

ウ. 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり 90,000 円（1 株当たり 90 円）

エ. 新株予約権の行使価額

新株予約権 1 個当たり 1,000 円

オ. 新株予約権の行使期間

2025 年 8 月 16 日から 2030 年 8 月 15 日まで

カ. 新株予約権の行使条件

- ・新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- ・その他の条件については、当社第196回定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」による。

キ. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

割当ての対象者	人数	新株予約権の数
当社取締役 （監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	3 名	35 個
当社執行役員	3 名	11 個

B. 2023 年 7 月 21 日開催の取締役会決議による新株予約権

ア. 発行した新株予約権の数

28 個

イ. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 28,000 株

ウ. 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり 88,000 円（1 株当たり 88 円）

エ. 新株予約権の行使価額

新株予約権 1 個当たり 1,000 円

オ. 新株予約権の行使期間

2026 年 8 月 16 日から 2031 年 8 月 15 日まで

カ. 新株予約権の行使条件

- ・新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- ・その他の条件については、当社第 196 回定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」による。

キ. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

割当ての対象者	人数	新株予約権の数
当社取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	3 名	23 個
当社執行役員	3 名	5 個

C. 2024 年 7 月 18 日開催の取締役会決議による新株予約権

ア. 発行した新株予約権の数

25 個

イ. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 25,000 株

ウ. 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり 91,000 円（1 株当たり 91 円）

エ. 新株予約権の行使価額

新株予約権 1 個当たり 1,000 円

オ. 新株予約権の行使期間

2027 年 8 月 16 日から 2032 年 8 月 15 日まで

カ. 新株予約権の行使条件

- ・新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- ・その他の条件については、当社第 196 回定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」による。

キ. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

割当ての対象者	人数	割り当てる 新株予約権の数
当社取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	3 名	18 個
当社執行役員	3 名	7 個

(4) 会社役員の状況

① 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

② 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社取締役（監査等委員である取締役を除く）、当社監査等委員である取締役、当社子会社の役員及び退任役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該役員等賠償責任保険契約の保険料は全額当社が負担しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該役員等賠償責任保険にて填補されます。

また、当該役員等賠償責任保険契約は役員等の職務執行の適正のために免責事由が設定されておりますので、当該免責事由に該当する損害については填補されず、役員等の自己負担となります。

③ 社外役員に関する事項

取締役会及び監査等委員会における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	山形 俊樹	長年携わってきた不動産事業の深い専門性と企業経営者としての経験と高い見識を活かし、全ての取締役会に出席し積極的にご発言いただき、有用で貴重なご意見やアドバイスをいただきました。特に商業施設の視察なども実施していただき、具体的なご提案もいただきました。また、事業部長会、さらには部長会にもほぼ毎回ご出席いただき積極的にご発言いただきました。月に一度の社外役員会議のメンバーとしても毎回出席し活発に議論に参加いただくなど、経営に有用な助言や適切な経営執行の監督をいただきました。
取締役	師田 範子	長年にわたりニット業界の発展ならびにニット専門学校の経営者として人材育成に携わってこられた実績と幅広いアパレル業界における経験と知見を活かし、全ての取締役会に出席し積極的にご発言いただき、特に衣料部門及びオーダーニットの進め方について非常に有用で貴重なご意見やアドバイスをいただきました。月に一度の社外役員会議のメンバーとしても毎回出席し活発に議論に参加いただくなど、経営に有用な助言や適切な経営執行の監督をいただきました。
取締役(監査等委員)	飯沼 春樹	企業法務の深い知見と広範かつ高度な視野から、全ての取締役会及び監査等委員会に出席し積極的にご発言いただき、的確なご意見やアドバイスをいただきました。また、月に一度の社外役員会議のメンバーとしても毎回出席し経営者目線からのコメントも多数いただくなど、経営に有用な助言や適切な経営執行の監督をいただきました。
取締役(監査等委員)	鏡 高志	企業会計の深い知見と広範かつ高度な視野から、全ての取締役会及び監査等委員会に出席し積極的にご発言いただき、的確なご意見やアドバイスをいただきました。特にインボイス制度など新しい会計ルールの運営にあたり様々なアドバイスをいただきました。また、定例の内部監査連絡会や月に一度の内部統制委員会及び社外役員会議のメンバーとしてもほぼ毎回出席し活発に議論に参加いただくなど、経営に有用な助言や適切な経営執行の監督をいただきました。

取締役(監査等委員)	奥村 秀策	長年の企業実務経験及び企業経営の経験を活かし、営業面や内部管理面を含めた広範な視野から、全ての取締役会及び監査等委員会に出席し積極的にご発言いただき、有用で貴重なご意見やアドバイスをいただきました。また、定例の内部監査連絡会や月に一度の内部統制委員会、事業部長会、さらには部長会にもほぼ毎回ご出席いただき積極的にご発言いただくとともに、毎月の社外役員会議の議長を務めるなど、業務運営面を含め幅広い角度から、経営に有用な助言や経営執行の監督をいただきました。
------------	-------	--

(5) 会計監査人の状況

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、企業会計審議会が定める「監査基準」及び「監査に関する品質管理基準」への準拠性について確認のうえ、会計監査人のローテーションを考慮し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社及び子会社（以下 当社グループ）は、ダイトウボウグループ行動規範及びコンプライアンス基本規程に基づき、健全な企業風土を育成・確立し健全な行動規範や職務権限等の整備・運用を推進するものとする。また必要に応じコンプライアンス研修会を実施することで社員への周知徹底を行う。
- ・重要な法務的課題及びコンプライアンスに係る事象については、顧問弁護士に相談し、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。
- ・内部監査規程に基づき、ラインから独立した会社業務監視機関として内部監査室を設け、内部監査室長を監査責任者とし、当社グループ対象に内部監査を行い、当社グループ統制機能の強化を図るものとする。
- ・取締役は、当社グループ内において他の取締役や使用人の重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査等委員会（または選定監査等委員。以下同じ）に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
- ・使用人が当社グループ内においてコンプライアンス違反行為が行われようとしていることを発見した場合に、所定の社内部署に通報する内部通報規程を制定しており、通報者は匿名も可とし、また、当該者に対し不利益な扱いを行わない、通報内容は秘守することなどを定め、活用を推進している。
- ・監査等委員である取締役は、当社グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重大な問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社グループの情報管理については、情報セキュリティ基本方針を定め、情報セキュリティ管理規程に基づき適切かつ確実に保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社グループの業務執行に係るリスクについて監査を通じて分類・分析し、各々のリスク管理を適正に行う。また、当社グループの事業活動に係る様々なリスクの管理と顕在化の防止のために、取締役（監査等委員である取締役を除く）、常勤の監査等委員である取締役及び部長以上の役職者を構成員とする「内部統制委員会」を設置し、具体的な対策を講じる体制としている。

- ・大地震等発生時には、その損害を最小限に食い止めるため防災危機管理基本規程に基づき組織的かつ計画的に対応する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員である取締役により構成される取締役会にて、経営の意思決定及び取締役の職務執行を監督する。取締役会は原則として月1回開催し、経営上重要な事項の審議・報告・決定を行うとともに、業務執行状況の報告を受けるなど取締役の業務執行を適切に監督する体制としている。
 - ・取締役会の決定に基づく業務執行については、執行役員制度を導入しており、経営の監督機能と業務執行機能を区分する体制としている。これらにより、業務執行の迅速化・効率性を高めるとともに、組織規程、業務分掌規程、権限規程及び執行役員規程において、グループ各社を含めそれぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、経営を監督する取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保している。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・当社グループの経営管理については、関係会社業務規程に従い運営管理を行うものとし、子会社の職務の執行に係る事項を報告する場として、原則月1回の業務報告会など、適宜会議を開催することとしている。また、子会社における損失の危険の管理に関する体制、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制、及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、内部監査室による子会社の内部監査を実施し、その結果を子会社の取締役及び当社の取締役に報告する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項ならびにその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援するための事務局として、監査等委員会室を設置し専任の使用人1名と兼任の使用人1名を配置する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
- 上記の他、監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は内部監査部門を中心に人選を行い、その任に当てるものとする。
- また当該使用人は、監査等委員会から監査業務に必要な命令を受けた場合は、取締役（監査等委員である取締役を除く）その他の当社の役職者からの指揮命令、制約を受けないことを定めている。
- 監査等委員会の監査にあたっては、取締役（監査等委員である取締役を除く）と使用人は、監査等委員の指示に従い、誠実に協力する体制を整備している。
- ⑦ 監査等委員会への報告に関する体制
- ・代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会の環境整備の状況、監査等委員会の監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - ・取締役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、法令及び社内規則に従い、直ちに監査等委員会に報告する。前記に関わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
 - ・監査等委員会は、監査等委員会規程及び監査等委員会監査等基準に基づき、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、その他の重要な会議に出席する。また、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員または使用人にその説明を求めることができるものとする。
 - ・監査等委員会は、内部監査室と定期的に開催される内部監査連絡会において情報交換を行う。
 - ・取締役（監査等委員である取締役を除く）は監査等委員会の監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保するべく予算措置しなければならない。
 - ・監査等委員会は、当社の会計監査人であるシンシア監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていくものとする。
- ⑧ 監査等委員会等に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・監査等委員会、監査等委員である取締役または社外取締役に報告を行った当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由としていかな

る不利益をも課してはならないことを内部通報規程に明確に定めている。また、その旨を当社グループの取締役及び使用人に適宜周知している。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査等委員会がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求にかかる費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
- ・ 基本的な考え方
 - ア. 当社は、反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、不当要求に対してはこれを拒絶するとともに、いかなる理由があろうとも資金提供は絶対行わない。反社会的勢力及び団体による不当要求に備えて、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。
 - イ. 当社は、取引相手が反社会的勢力及び団体またはその関係者であると判明した時点あるいはその疑いが生じた時点で、当該取引を即時中止する。
 - ・ 整備状況
 - ア. 総務担当部署を対応窓口とし、不当要求防止責任者を選任している。
 - イ. 反社会的勢力及び団体による不当要求への対応マニュアルを作成している。
 - ウ. 行動規範、就業規則及びコンプライアンス基本規程に、反社会的勢力及び団体排除に向けた基本的考え方を追加している。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 当社グループは、財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法の定めに従い、内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、内部監査規程及び監査等委員会規程に基づき財務報告に係る内部統制監査を定期的に行う。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ① ダイトウボウグループ行動規範に基づいた実践がされていることを取締役会にて確認・報告することとしており、問題なく運用されております。
- コンプライアンスに係る事象について顧問弁護士に相談することとしており違反行為を未然に防止するとともに、コンプライアンス研修会の一環として情報セキュリティ研修会を実施し社員への周知・徹底を行いました。また、コンプライアンス違反事例などを発見した者が社外取締役と監査等委員で構成される「内部通報事務局」に報告を行っても不利益な取り扱いを受けることがないとの内部通報規程の内容についても社員に周知徹底を行っております。
- 内部監査規程などに基づき、内部監査室が業務監視の観点から業務執行部署への原則月1回の内部監査を実施するとともに、金融商品取引法の定めに従い財務報告に係る内部統制監査を行いました。
- ② 各種情報管理は、情報セキュリティ管理規程等に基づき運用されており、年1回内部監査室が情報セキュリティ監査を実施し、適切に運営管理されていることを確認しております。
- ③ 災害発生時を含むリスク管理全般について取締役、監査等委員、各事業本部の主要メンバーを構成員とする内部統制委員会を毎月1回開催し、様々なリスクの分類・分析を行い、必要に応じて対応策を策定しました。
- ④ 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名（うち独立社外取締役2名）と監査等委員である取締役4名（うち独立社外取締役3名）の計9名（うち独立社外取締役5名）により取締役会を構成し、監査等委員である取締役4名により監査等委員会が構成されています。当事業年度内に取締役会20回、監査等委員会13回を開催し、経営上重要な事項の審議・報告等を行い、適切に経営を監督しました。また、執行役員制度を導入しており、迅速で効率的な業務執行に努めました。
- ⑤ 独立社外取締役が過半数を占める諮問委員会において、取締役の選解任について答申を出すとともに、役員報酬金額の決定を委任しております。
- ⑥ 当社グループの経営管理に関しましては、経営企画部を中心に関係会社業務規程に基づいて運営管理を適切に行い、原則毎月1回の業務報告会を実施しました。また、内部監査室により、年1

回の国内子会社の内部監査を実施し適切に運営されていることを確認しております。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助するための組織として監査等委員会室に専任の室長1名及び兼任の担当1名を配属し、監査等委員会の円滑な職務遂行を支援しました。
- ⑧ 代表取締役は原則月1回の監査等委員会との定期的な打ち合わせを行い、経営上の課題等について幅広く意見交換を行いました。また、常勤の監査等委員である取締役は、月1回の部長会のほか重要な会議に原則出席するとともに、監査等委員である取締役は重要な稟議書などの文書を閲覧するなどにより、業務の意思決定過程や業務執行の状況の把握に努めました。さらに、監査等委員会は、内部監査室と月1回内部監査連絡会を開催し、内部監査の結果報告等を受け、また、随時、会計監査人であるシンシア監査法人と会議を行い、情報交換などの連携を図りました。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた考え方を周知するとともに、弁護士・警察等と定期的な情報交換を行い緊密な連携に努めました。

3. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

上場会社である当社の株式は、株主の皆様及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づいて決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う当社株券等の大規模買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大規模買付けが行われる場合であっても、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる当社株券等の大規模買付けの中には、その目的等から見て当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株券等の売却を事実上強制するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆様が株券等の大規模買付けの内容等について検討し、又は当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも少なくないと想定されます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。当社は、上記のような、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない株券等の大規模買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による株券等の大規模買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取り組み

① 当社の企業価値の源泉について

当社は、日本で最初の毛織会社として、三井家始め東京の財界有力者による出資を得て1896年2月に設立されました。爾来、明治から昭和初期にかけて日本経済成長の牽引車となった繊維業界の主要企業の一つとして、経済・社会の発展に長年にわたり貢献してまいりました。毛織物の一貫生産体制を早くに確立したことから、官需・民需ユニフォーム事業にも強みを発揮し、警察・消防ほか諸官庁向け制服や1964年の東京オリンピック関連ユニフォームなど数々の実績を挙げました。その後の国内繊維産業の低迷を背景に、2002年に当社最大の国内紡績工場であった鈴鹿工場を閉鎖、2015年には事業環境の悪化等により紳士服販売子会社を解散、2017年には中国合弁工場での紳士スーツ製造事業から完全撤退するなど、必要に応じて、リストラ策についても断行してまいりました。

一方、国内繊維産業の低迷が長引く中、1997年に静岡県駿東郡において当社の三島工場跡地を利用した地域密着型の大型商業施設「サントムーン柿田川」の開発に乗り出し、現在では、商業施設事業を当社の収益の源泉たる主力事業に育成してまいりました。2020年3月には3階建て・約

7,000平米のテナント面積を有する新館「サントムーン オアシス」を開業し、その直後のコロナ禍においても地域住民の生活プラットフォームとして貢献するなど、地域の発展に不可欠な施設に育っております。

また、現在のヘルスケア事業の前身である寝具製造事業につきましては、1980年に鈴鹿工場内で寝具製造事業をスタートさせ、1990年から1991年にかけて寝装品販売子会社設立、新潟県十日町市に寝装品製造子会社設立など新しい事業展開に取り組み、製販一体事業として長年にわたり取り組んでまいりました。その後、2014年には、高齢化社会の到来を睨み、寝装事業をさらに発展させ、今後の成長が期待できる「健康素材・健康医療機器・健康食品」の3分野を中心としたヘルスケア事業本部を新設しております。2017年には、医療機器メーカーである伊藤超短波株式会社との資本業務提携を実施するなど、健康長寿社会の発展への取り組みを進めております。さらに、2019年3月に生地商社和田哲株式会社からヘルスケア事業を譲り受け、業容を拡大してきました。直近のコロナ禍の前半はマスク等の販売が好調な時期もありましたが、対面販売チャネルの低迷に苦戦する場面もある中、市場拡大が見込まれる健康長寿社会への貢献に努めてまいりました。

さらに、事業全般の戦略を進展させるにあたり2017年に東証スタンダード市場上場のファーストブラザーズ株式会社及びその子会社との資本業務提携を締結し、当社事業のさらなる発展を目指し取り組みを継続しております。

この結果、コロナ禍においても営業利益、経常利益、当期利益の各段階で黒字を確保し、現在まで9期連続で連結・単体ともに各利益段階で黒字を確保し、さらに、2023年6月には22年振りの復配を成し遂げ、今後とも安定的に配当を実現すべく、中長期的な企業価値向上に向けて一段と邁進しているところであります。

また、当社は、2024年4月から新中期経営計画「Jumping over the 130th ～成長の未来へ～」をスタートさせ、今後の経済成長のベクトルに応じて、当社として安定軌道から成長軌道へとギアシフトをチェンジしスピード感を持って各施策を遂行していくとともに、「サステナビリティ基本方針に基づく運営」や、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた取り組み」を一段と積極的に推進していく所存であります。

以上により、当社グループは、現経営陣のもと株主様はじめ多くのステークホルダーの皆様のお陰を持ちまして、厳しい環境を乗り越えて現在があります。今後、当社グループは、128年を超える当社の歴史と伝統を背景に、経営理念である「進取の精神」と「自利利他の心」に基づき、発想力を活かし無限大の可能性へ挑戦していきます。もって、中長期的な企業価値の向上を実現し、社会に役立つ企業、環境に優しい企業、人々の笑顔を大切に作る企業となり、SDGsの実現と日本のより良い未来の創造に貢献していく所存です。

こうした歴史と実績をもとに、長年にわたり信頼関係を構築したお取引先様各位と経験豊かで専門的技量を有する当社グループ社員一同が一丸となって当社の事業を育んでいくことが当社の企業価値の源泉であり、これら企業価値の源泉を理解し運営することにより、会社の利益ひいては株主の皆様共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことが可能になると考えております。

② コーポレート・ガバナンスの状況について

A. 企業統治の体制

当社は、企業価値重視の経営という考え方に立ち、企業のコーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題のひとつとしてとらえ、激変する経営環境に対応すべく、経営の透明性・健全性・遵法性を確保するとともに、各ステークホルダーへのアカウンタビリティを重視し迅速かつ適切な情報開示に努め、経営の効率化・意思決定の迅速化・経営監視機能の充実を高めることを基本的な方針とし、以下の企業統治の体制を整備しております。

取締役会は、経営の意思決定及び取締役の職務執行を監督する機関として位置付けており、定款の規定に基づく取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員である取締役により構成しており、その半数以上を独立社外取締役が占めております。取締役会は原則月1回開催するとともに、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営上の重要な事項の審議・報告・決定を行うとともに、業務執行状況の報告を受けるなど、取締役の業務執行を適切に監督する体制となっております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名（うち独立社外取締役3名）で構成しております。

監査等委員会は常勤の監査等委員を1名置き、原則月1回監査等委員会を開催し、取締役の業務執行を監査し、監査報告を作成します。監査等委員である取締役は取締役会、監査等委員会に原則出席するとともに、常勤の監査等委員である取締役は、部長会など社内の重要な会議にも出席することで、内部統制システムを通じて適法性及び妥当性に関する監査を行い、取締役の職務執行を監査しております。また、内部監査室とは適宜意見交換を行うほか月1回の内部監査連絡会を定期的に開催しており、会計監査人とは通常の会計監査に加え、重要な会計的課題について随時協議・検討の機会を持つことで緊密な連携を保っております。

社外役員会議は、外部の新しい視点から、当社の持続的成長と企業価値向上のために有用な助言や経営監督に関する提言を活発に議論する場として、取締役の半数以上を占める独立社外取締役のうち1名を筆頭社外取締役としたうえで独立社外取締役のみで構成しております。

諮問委員会は、取締役等の経営幹部の指名・報酬などの重要な事項の検討にあたり、独立社外取締役の適切な助言を得る場として、取締役会の下に、過半数を独立社外取締役が占める構成とした形で設置しております。

内部統制委員会は、原則月1回開催し、社長が委員長、内部監査室長が運営事務局を務め、取締役（監査等委員である取締役を除く）、常勤の監査等委員である取締役のほか部長以上の役職者が出席し、幅広くリスク管理に関する事項や内部統制に関する事項の現況及び課題について協議・報告しております。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員、常勤の監査等委員である取締役及び部長以上の役職者で構成する部長会を月1回開催し、経営方針に関する重要な案件や業務執行に関する重要な事項の検討を行っております。グループ会社については、原則月1回、業務の進捗に関する報告会を開催しております。

B. 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システム整備の基本方針を制定し、会社の業務の適正を確保するための体制を整え、社内統制機能の強化を図っております。また、当社は、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の構築及びその他の対応については、経営管理本部長をリーダーとして、当社グループ全体で推進しております。

C. リスク管理体制の整備の状況

重要な法務的課題及びコンプライアンスに係る事象については、顧問弁護士等に相談し、必要に応じ外部の専門家を起用して法令定款違反行為を未然に防止しております。また、取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査等委員会及び取締役会に報告するなどコーポレート・ガバナンス体制を強化しております。情報管理については、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ管理規程を制定し、適切かつ確実に保存・管理を行っております。また、大地震等災害発生時には、その損害を最小限に食い止めるため防災危機管理基本規程に基づき組織的かつ計画的に対応しております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

① 企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現

A. 企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に反する株券等の大規模買付行為の存在

以上のとおり、当社グループにおいては、企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様には十分な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意等のプロセスを経ることなく、突如として株券等の大規模買付行為を強行するといった動きも見受けられないわけではありません。

もとより株券等の大規模買付行為は、たとえそれが対象となる会社の経営陣の賛同を得ないものであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大規模買付行為の中には真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず

ず、専ら当該会社の株価を上昇させて対象会社の株券等を高値で会社関係者等に買い取らせる目的で行うものなど、企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白な、いわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

また、当社は、前述のとおり、長年築いてきたお客様との信頼関係を維持・発展させていくことをはじめ、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を継続することが、当社の中長期的な企業価値を向上させ、株主の皆様の利益につながるものであることを確信しております。当社株券等の大規模買付者（下記② A.「本プランの概要」に定義します。）がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させる者でなければ、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益は著しく害されることになります。

B. 本プラン継続の必要性

当社の株券等は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様に自由に取引いただいております。したがって、当社株券等の大規模買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであります。

当社としては、上記 A のような状況下でかかる大規模買付行為が行われた場合、当該大規模買付行為が当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様に適切にご判断いただき、当社株券等の大規模買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社取締役会は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上の観点から大規模買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について、大規模買付者と交渉するとともに、株主の皆様に対して代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、旧プランに所要の修正を加えた上で、以下のとおり本プランを継続することを決定いたしました。本プランは、大規模買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大規模買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大規模買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めております。

② 本プランの内容

A. 本プランの概要

ア. 本プランは以下の i から iii に対して適用されるものとします。

- i 当社が発行者である株券等^{(注)1}について、保有者^{(注)2}及びその共同保有者^{(注)3}の株券等保有割合^{(注)4}の合計が 20%以上となる買付行為
- ii 当社が発行者である株券等^{(注)5}について、公開買付け^{(注)6}を行う者及びその特別関係者^{(注)7}の株券等所有割合^{(注)8}の合計が 20%以上となる公開買付け
- iii 上記 i 又は ii に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係^{(注)9}を樹立するあらゆる行為^{(注)10}（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合の合計が 20%以上となるような場合に限りません。）（いずれも当社取締役会があらかじめ同意したものを除くものとします。以下、それらの行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う、又は行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）を対象といたします。

本プランにおいては、大規模買付行為に該当する行為に応じるか否か等を株主の皆様に適切

に判断していただくために必要かつ十分な時間及び情報を確保するために、当社取締役会が、大規模買付者に対して、事前に大規模買付情報（下記③ A イ「情報の提供」において定義します。）の提供を求め、当該大規模買付行為について評価、検討、大規模買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに、独立委員会（詳細については下記③ C「独立委員会の設置」をご参照ください。）の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付行為に対して、新株予約権の無償割当てその他当該時点において相当と認められる対抗措置を発動するためのルールを定めております。

また、本プランにおいては、当社取締役会が、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断した場合又は独立委員会が株主意思確認総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、対抗措置の発動にあたり、株主意思確認総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様の意思に委ねることとしております。

大規模買付者は、本プランに定める大規模買付けルールに従って、当社取締役会又は株主意思確認総会において、対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(注) 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。

3 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。

4 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。なお、株券等保有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同項に規定する発行済株式の総数をいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書又は自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

5 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

6 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。

7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項に規定する者を除くものとします。

8 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。なお、株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（同項に規定する総議決権の数をいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書又は自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

9 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

10 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告の内容を最大限尊重して合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、本文③の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当該特定の株主及び当該他の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

③ 大規模買付けルールの内容

A. 大規模買付者に対する情報提供の要請

ア 買付意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず、当社取締役会に対して、大規模買付者の氏名又は名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先等の大規模買付者の基本情報、大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要及び大規模買付けルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した買付意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を当社所定の書式により、日本語で提出していただくこととします。

イ 情報の提供

当社取締役会は、意向表明書を受領した後10営業日（日本国内における土曜・日曜及び祝日を除きます。）以内に、株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供していただく情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付し、大規模買付者には、速やかに当該リストに記載された情報を当社所定の書式にて、日本語で提供していただくこととします。提供を求める大規模買付情報の項目は下記 i ないし x のとおりです。

- i 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、組合・ファンドの場合の各組合員その他の構成員を含みます。以下、同様とします。）の概要（具体的な名称、事業内容、資本構成及び財務内容等を含みます。）
- ii 大規模買付行為の目的、方法及び内容（対象となる株券等の種類及び数、対価の種類及び価額、実施時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実行の蓋然性並びに大規模買付行為後に当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。）
- iii 大規模買付行為に際しての第三者との間の意思連絡の有無及び意思連絡がある場合にはその内容
- iv 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定機関の情報、算定に用いた数値情報及び一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等を含みます。）
- v 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容等を含みます。）
- vi 大規模買付行為後に意図する当社及び当社グループの事業計画を含む経営方針、資本政策、配当政策及び財務政策
- vii 大規模買付行為後における顧客、取引先及び当社従業員等その他当社のステークホルダーに対する対応方針
- viii 当社の大規模買付者以外の株主の皆様との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ix 反社会的勢力又はテロ関連組織との関連性の有無及び関連性がある場合にはその内容
- x その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、その全部又は一部につき、適時適切に開示を行います。また、当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと合理的に判断されるときは、その旨並びに下記 B「当社取締役会における大規模買付行為の検討等」において定義する本検討期間の始期及び終期を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、適時適切に開示を行います。

B. 当社取締役会における大規模買付行為の検討等

ア 当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、以下で定義する本検討期間内に、大規模買付者から受領した大規模買付情報及び当社取締役会が独自に入手した情報等に基づいて、大規模買付者による大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを評価・検討し、必要に応じて、大規模買付者との買付条件等に関する交渉、代替案の提案等を行うとともに、対抗措置の発動の是非を検討することとし（以下、当該一連の検討を「本検討」といいます。）、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を通知するとともに、適時適切に開示を行います。

当社取締役会は、本検討を行うにあたって、下記 C「独立委員会の設置」記載の独立委員会に対する諮問を行うほか、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとします。

当社取締役会は、本検討を行う期間（以下「本検討期間」といいます。）として、大規模買付行為の内容に応じて、下記 a.及びb.の期間を設定し、大規模買付者は、本検討期間が経過するまで（ただし、当社取締役会が、下記(4) ① C「株主意思確認総会の開催」のとおり、株主意思確認総会の開催を決定した場合については当社株主意思確認総会において対抗措置の是非が決定されるまで）は大規模買付行為を開始することができないものとします。

- i 現金のみを対価（円貨）とする公開買付けによる当社株券等の全部買付けの場合
情報提供完了通知を行った日から60日間（初日不算入）
- ii i 以外の方法による大規模買付行為の場合

情報提供完了通知を行った日から90日間（初日不算入）

当社取締役会は、本検討期間が満了する時点においてもなお、本検討が十分に行われていないと判断した場合には、独立委員会に対する諮問を経て、当社取締役会の決議により、本検討期間を最大30日間延長できるものとします。当社取締役会は、本検討期間の延長の決議を行った場合には、大規模買付者に対して、本検討期間を延長する旨及び延長の理由を通知するとともに、適時適切に開示を行います。

C. 独立委員会の設置

本プランに定める大規模買付けルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、並びに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

④ 大規模買付行為に対する対抗措置

A. 対抗措置発動の条件

ア 大規模買付けルールが遵守された場合

本プランは、当社の経営に重大な影響力を与えうる規模の大規模買付行為について、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるという観点から、株主の皆様に、大規模買付情報をはじめとする大規模買付行為を受け入れるか否かの判断のために必要かつ十分な情報、大規模買付者との交渉に基づく当社取締役会の評価、意見及び代替案の提案等を受ける機会の提供並びにこれらの検討のために必要かつ十分な時間を確保することを目的として一定の手続を定めているものです。

したがって、大規模買付者が、大規模買付けルールを遵守した場合には、原則として、対抗措置の発動は行わないものとします。

ただし、大規模買付者が、大規模買付けルールを遵守している場合であっても、当社取締役会が、大規模買付情報その他大規模買付者から提供を受けた情報及び当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、大規模買付行為の内容等を検討した結果、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められ、かつ、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の決議を行うものとします。ここで、大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる場合とは、具体的には、下記 i ないし viii のいずれかの要件の一つ又は複数の要件に該当する場合をいうものとします。

- i 真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- ii 当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者又はそのグループに移譲させる目的で大規模買付行為を行っている場合
- iii 当社の会社経営を支配した後に当社の資産を大規模買付者又はそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大規模買付行為を行っている場合
- iv 当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っている場合
- v 最初の買付けで全ての当社株券等の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様に事実上売却を強要す

る結果となっている場合（いわゆる強圧的二段階買収）等に代表される、構造上株主の皆様の判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による大規模買付行為を行っている場合

- vi 買付けの条件（買付対価の価格・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付けの実行の蓋然性、買付け後の経営方針・事業計画並びに買付け後における当社の他の株主及びステークホルダーに対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に鑑み不十分又は不適当な買付けの場合
- vii 大規模買付者及びその経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると公序良俗の観点から合理的に判断される場合
- viii 大規模買付者による支配権の取得により、当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な顧客、取引先及び当社従業員その他当社のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値が毀損され、ひいては株主の皆様の共同の利益が著しく毀損される場合

イ 大規模買付けルールが遵守されない場合

大規模買付者が、大規模買付けルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

ウ 株主意思確認総会の開催

上記(4) ① A「大規模買付けルールが遵守された場合」記載のとおり、大規模買付けルールが遵守された場合には、当社取締役会において、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、本プランに従った対抗措置の発動の是非に関する決議に際して、大規模買付者による大規模買付行為の内容、時間的猶予等諸般の事情を考慮のうえ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断する場合又は独立委員会が株主意思確認総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動の是非に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会に加え、臨時株主総会として開催する場合もあります。当社取締役会は、株主意思確認総会の開催を決定した場合、速やかに当該決定を行った事実及びその理由を開示するとともに、実務上可能な範囲で可及的速やかに株主意思確認総会を招集するものとします。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会が開催された場合、対抗措置の発動の是非に関して、当該株主意思確認総会における決議（普通決議）に基づいて、株主の皆様の判断に従うものとします。

なお、大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認総会の開催を決定した場合には、当該株主意思確認総会において対抗措置の発動に関する議案が決議されるまでの間、大規模買付行為を開始してはならないものとします。

B. 対抗措置の発動及びその内容

当社取締役会は、大規模買付者が、大規模買付けルールを遵守しない場合又は大規模買付けルールを遵守した場合でも、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められ、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付行為に対して対抗措置を発動するものとします。また、対抗措置の発動に関し、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を確認するために株主意思確認総会が開催された場合には、当該株主意思確認総会における株主の皆様の判断に従って、対抗措置の発動の是非を決定するものとします。

具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てその他法令又は当社定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々状況に応じて、適切なものを選択するものとします。

なお、当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した後であっても、大規模買付行為の内容の変更又は撤回等、対抗措置発動の前提となる事実に変化が生じたなどの理由により、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかである行為であると認められなくなった場合又は対抗

措置を採ることが相当ではないと判断される場合には、独立委員会への諮問を経たうえで、対抗措置の発動に係る決議を中止又は撤回することができるものとします。

また、当社は、対抗措置の発動に係る決議を中止又は撤回する場合には適時適切に開示を行います。

⑤ 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランは、本定時株主総会において、本プランの継続に関する議案が承認されることを条件として、継続されるものとします。本定時株主総会において承認が得られた場合の有効期間は、当該承認決議の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終了の時までとします。

もっとも、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランの導入及び継続の趣旨に反しない限り、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われたことにより、本プランを修正することが適切な場合又は誤字脱字等の修正・補充等の字句の修正を行うのが適切であり、当該修正により株主の皆様には不利益を与えない場合等には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正又は変更することができるものとします。

当社取締役会は、本プランの廃止、修正又は変更がなされた場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び内容その他の事項について、適時適切に開示を行います。

(4) 各取組み等に対する当社取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記(2)）について

上記(2)「基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記(3)）についての判断

A. 本プランが基本方針に沿うものであることについて

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、もって当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する取組みであり、基本方針に沿うものであります。

B. 本プランが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではないと考えております。

ア 買収防衛策（対応方針）に関する各指針等に適合していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日付けで公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則の三原則を完全に充足し、また、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条（買収への対応方針

の導入に係る遵守事項)の趣旨に合致したものです。さらに、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日付けで公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨、東京証券取引所が2015年6月1日付けで公表した「コーポレートガバナンス・コード」(その後の改定を含みます。)の原則1-5及び補充原則1-5①及び経済産業省が2023年8月31日付けで公表した「企業買収における行動指針-企業価値の向上と株主利益の確保に向けて-」を踏まえた内容になっております。

イ 株主の皆様の意思が重視されていること

当社は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、本プランを継続させていただく予定です。また、上記(3) ⑤「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランの有効期間は3年間であり、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっております。したがって、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様の意思が尊重されることになっております。

これらに加えて、上記(3) ④ウ「株主意思確認総会の開催」記載のとおり、当社取締役会は、実務上適切であると判断する場合又は独立委員会からの勧告があった場合には、株主意思確認総会を開催し、対抗措置の発動の是非についても、株主の皆様の意思を確認することとされており、株主の皆様の意思が反映されます。また、株主の皆様に、本プランの廃止等の判断、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断及び対抗措置の発動の是非を判断する株主意思確認総会における議決権行使等の際、意思形成を適切に行っていただくために、当社取締役会は、上記(3) ③A「大規模買付者に対する情報提供の要請」記載のとおり、大規模買付情報その他大規模買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしております。

ウ 取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みが定められていること

i 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しております。当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、上記(3) ③A「独立委員会の設置」記載のとおり、独立委員会が、大規模買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討したうえで当社取締役会に対して勧告を行い、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

ii 合理的な客観的要件の設定対抗措置

上記(4) ③「大規模買付行為に対する対抗措置」記載のとおり、大規模買付者が、本プランにおいて定められた大規模買付けルールを遵守しない場合又は大規模買付行為が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合にのみ発動されることとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

エ デッドハンド型やスローハンド型の対応方針ではないこと

上記(3) ⑤「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型対応方針^{(注)1}ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型対応

方針^{(注) 2}でもありません。

(注) 1. 取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない対応方針を意味します。

2. 取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針を意味します。なお、当社は監査等委員会設置会社ですので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年となっておりますが、これらは会社法所定の任期であり、期差任期制を採用しているものではありません。

(5) 株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響等について

① 本プランの継続が株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響等

本プランは、継続時点において新株予約権の割当て等を行うものではありませんので、株主の皆様の権利関係に直接の影響はありません。

もっとも、本プランは、株主の皆様及び投資家の皆様が大规模買付行為に応じるか否かを判断するために必要かつ十分な時間及び情報を確保することや、現に当社の経営を担っている当社取締役会の評価、意見等を提供し、さらには、株主の皆様及び投資家の皆様が代替案の提案を受ける機会を保証することを目的としております。これにより、株主の皆様及び投資家の皆様が、必要かつ十分な時間及び情報に基づいて、大规模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、株主の皆様及び投資家の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えております。したがって、本プランの継続は、株主の皆様及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主の皆様及び投資家の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。

なお、上記(3) ④「大规模買付行為に対する対抗措置」記載のとおり、大规模買付者が大规模買付けルールを遵守するか否かにより、当該大规模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様及び投資家の皆様におかれましては、大规模買付者の動向に十分ご注意ください。

② 対抗措置の発動時に株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響等

大规模買付者が大规模買付けルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において当社取締役会の権限として認められている対抗措置を採ることがありますが、当社取締役会が具体的対抗措置を採ることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示を行います。

当社取締役会が対抗措置のうち新株予約権の無償割当てを行った場合、大规模買付者については、保有する株式について希釈化が生じるなど、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。これに対し、対抗措置発動の対象となった大规模買付者を除く株主の皆様については、当該対抗措置の仕組み上、保有する当社株式の希釈化等が生じることはなく、法的権利又は経済的側面において格別の損失が生じる事態が生じることは想定されておられません。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、又は新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までの間に無償にて当該新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の取引を行った株主の皆様又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性がありますのでご注意ください。

③ 新株予約権の無償割当てを行う場合に株主の皆様において必要となる手続

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合及び当社が新株予約権を取得する場合について、株主の皆様に関連する手続は、以下のとおりです。

A. 新株予約権の無償割当て

新株予約権の無償割当ての対象とされた株主の皆様は、当社取締役会において定めた効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当てに伴って特別な手続を行っていただく必要はありません。

ただし、新株予約権の無償割当ては、当社取締役会が定めた一定の基準日時点の株主名簿に記録された株主の皆様に対して行われるため、当該基準日までに株主として、株主名簿に記録されている必要がありますのでご注意ください。

B. 新株予約権の行使

新株予約権を行使する場合には、当社株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。当該手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令等に基づき別途お知らせいたします。

C. 当社による新株予約権の取得

当社が、新株予約権を当社株式と引き換えに取得する場合、当社が新株予約権の取得に必要な所定の手続を行えば、当該取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当額の払込み等の新株予約権の行使に係る手続を経ることなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。ただし、当社が新株予約権を取得する際に、大規模買付者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合がありますのでご注意ください。

以上

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、競争力を維持・強化し、企業価値の増大を通じて株主の皆様に対する安定的かつ適正な利益還元を図ることを経営の最重要課題の一つと考えております。

利益配分については、収益に応じた配当を行うことを基本としつつ、今後予想される経営環境の変化、企業体質・財務体質の強化ならびに将来の事業展開や投資に備えるための内部留保の充実も併せて図ることを基本方針としております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	100,000	30,979	138,161	△9,791	259,349
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純利益			54,952		54,952
剰 余 金 の 配 当			△60,582		△60,582
自己株式の取得				△30,593	△30,593
自己株式の処分		△512		7,382	6,870
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当 期 変 動 額 合 計	—	△512	△5,629	△23,211	△29,353
当 期 末 残 高	100,000	30,466	132,531	△33,002	229,996

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	純資産合計
	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	50,825	△49,092	4,664,864	4,666,596	9,171	4,935,117
当 期 変 動 額						
親会社株主に帰属する当期純利益						54,952
剰 余 金 の 配 当						△60,582
自己株式の取得						△30,593
自己株式の処分						6,870
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17,197	64,804	△60,140	21,861	△3,616	18,244
当 期 変 動 額 合 計	17,197	64,804	△60,140	21,861	△3,616	△11,108
当 期 末 残 高	68,022	15,712	4,604,723	4,688,458	5,554	4,924,009

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

- | | |
|------------|-------------------------|
| ① 連結子会社の数 | 2社 |
| ② 連結子会社の名称 | 大東紡エステート(株)
新潟大東紡(株) |

(2) 非連結子会社

非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数 1社
- (2) 持分法を適用した関連会社の名称 宝織維工業(株)
- (3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法を適用している会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外
のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物並びに当社の営業用賃貸資産及び同関連資産（一部定率法）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～47年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。ただし、残価保証が存在するリース取引については、残価保証相当額を残存価額としております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に基づく将来の費用の発生に備えるため、発生見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

商業施設の運営・管理及び不動産賃貸に係る収益は、役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

当社及び連結子会社が商品又は製品の販売並びに商業施設の運営・管理及び不動産賃貸に代理人として関与している場合には、純額で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘ ッ ジ 手 段	ヘ ッ ジ 対 象
為 替 予 約	外貨建債務、外貨建予定取引
金 利 ス ワ ッ プ	長 期 借 入 金

③ ヘッジ方針

為替及び金利等相場の変動に伴うリスクの軽減、資金調達コストの低減を目的に通貨及び金利に係るデリバティブ取引を行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略しております。また、特例処理によっている金利スワップについても、有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過措置及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過措置に従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額	連結計算書類 計上額
	商業施設事業	ヘルスケア 事業	せんい事業	合計		
売上高						
顧客との契約から生 じる収益	320,018	1,151,427	735,299	2,206,744	－	2,206,744
その他の収益	1,900,078	－	－	1,900,078	－	1,900,078
外部顧客への売上高	2,220,096	1,151,427	735,299	4,106,822	－	4,106,822
セグメント間の内部 売上高又は振替高	456	－	101	557	△557	－
計	2,220,552	1,151,427	735,400	4,107,379	△557	4,106,822

(注)「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」に基づく賃料収入等であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額	有形固定資産	16,956,210千円
	無形固定資産	120,071千円

(2) その他の情報

資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産の割引前将来キャッシュ・フローに基づき、減損の可否の判定を実施しております。減損の可否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

減損の兆候が存在するかどうかの判定において、翌連結会計年度の営業損益の見積りや市場価格の算定に用いる将来キャッシュ・フロー及び割引率について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は将来の不確実な経済環境及び会社の経営状況の影響を受け、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額	繰延税金資産	1,914千円
	繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前の金額）	34,401千円

(2) その他の情報

当該金額のうち繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産については、将来の会計期間における将来減算一時差異等の解消時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に発生した一時差異等の解消の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産	建物及び構築物	7,323,132千円
	土地	8,896,723千円
	計	16,219,855千円
担保対応債務	短期借入金	581,328千円
	流動負債のその他 (1年内返還予定預り保証金)	61,436千円
	長期借入金	8,967,610千円
	預り保証金	251,035千円
	計	9,861,410千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		10,459,366千円

3. 関連会社に係る項目

投資有価証券（株式）	85,481千円
------------	----------

4. 「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部に、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

5. 財務制限条項

(1) 借入金（2020年12月30日締結のシンジケートローン契約）については、以下の財務制限条項が付されております。

① 2021年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2020年3月期末日における連結の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

② 2021年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結の損益計算書に記載される経常損益を2回連続して損失としないこと。

(2) 借入金（2024年3月25日締結（2024年6月28日実行）の金銭消費貸借契約）については、以下の財務制限条項が付されております。

① 2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結の貸借対照表に記載される純資産の部の合計

金額を、2023年3月期末日における連結の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

- ② 2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結の損益計算書に記載される経常損益を2回連続して損失としないこと。

(連結損益計算書に関する注記)

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識に関する注記) 1. 収益の分解」に記載しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

30,360,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	普通株式	60,582	利益剰余金	2	2024年 3月31日	2024年 6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	90,189	利益剰余金	3	2025年 3月31日	2025年 6月27日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

－株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に係る取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性を重視し、市場リスクが低い短期の預金等に限定し効率的な運用を行っております。また、資金調達については、主に銀行借入によっております。なお、デリバティブ取引は、実需取引のヘッジを目的として行い、投機目的及び短期的な売買損益を得る目的の取引は行わない方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金に係る取引先の信用リスクは、「信用限度管理規程」に従い、信用限度運用基準を作成し、リスクを管理しております。

投資有価証券は、主に取引上の関係を有する企業の株式であります。これらは発行体の信用リスク、市場価格の変動リスク等に晒されておりますが、時価や信用状況の把握を定期的に行うことで管理しております。

破産更生債権等に係る信用リスクは、債権先ごとの信用状況を定期的に把握し管理しております。

支払手形及び買掛金は、仕入先及び外注委託先に対する債務であり、短期間で支払われます。また、外貨建買掛金は為替の変動リスクを有しております。

借入金、運転資金及び設備資金等に係る短期及び長期の銀行借入金であり、金利の変動リスクを有しております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に三島地区商業施設の空調設備投資資金に係るものであります。

預り保証金は、不動産事業における賃貸不動産に係る預り保証金であります。

デリバティブ取引は、外貨建の債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、借入金に係る金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを、金利スワップ取引は金利の変動によるリスクを有しております。なお、デリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い国内の銀行であるため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。これらの変動リスクは、時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券（*2）	260,750千円	260,750千円	—
(2) 破産更生債権等 貸倒引当金（*3）	83,256千円 △80,228千円		
	3,028千円	3,028千円	—
資 産 計	263,779千円	263,779千円	—
(1) 長期借入金 （1年以内に返済予定の 長期借入金を含む）	9,548,938千円	9,507,940千円	△40,997千円
(2) リース債務 （1年以内に返済予定の リース債務を含む）	260,683千円	225,100千円	△35,583千円
(3) 預り保証金 （1年以内に返還予定の 預り保証金を含む）	1,317,246千円	1,254,412千円	△62,833千円
負 債 計	11,126,868千円	10,987,453千円	△139,414千円
デリバティブ取引（*4）	24,333千円	24,333千円	—

- （*1）「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- （*2）市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	182,385千円

- （*3）破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
- （*4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	260,750 千円	—	—	260,750 千円
デリバティブ取引				
金利関連	—	24,333 千円	—	24,333 千円
資産計	260,750 千円	24,333 千円	—	285,084 千円

- (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
破産更生債権等	－	－	3,028 千円	3,028 千円
資産計	－	－	3,028 千円	3,028 千円
長期借入金	－	9,507,940 千円	－	9,507,940 千円
リース債務	－	225,100 千円	－	225,100 千円
預り保証金	－	1,254,412 千円	－	1,254,412 千円
負債計	－	10,987,453 千円	－	10,987,453 千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの時価は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

破産更生債権等

破産更生債権等の時価については、連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

預り保証金

預り保証金の時価については、返還期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金およびリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しております。変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。なお、一部金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。これらについてはレベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、静岡県三島地区の商業施設等の賃貸等不動産を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
16,730,664千円	22,480,664千円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 163円80銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 1円83銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得)

当社は、2025年5月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に関わる事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元水準の向上を図るとともに、経営環境の変化に応じて機動的な資本政策を遂行するため行うものがあります。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|---------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 100,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合0.3%) |
| (3) 取得価額の総額 | 12,000千円 |
| (4) 取得期間 | 2025年5月12日～2025年5月30日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

記載金額は、「1株当たり情報に関する注記」を除き表示単位未満の端数を切り捨てております。

【計算書類】

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株主資本合計
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	100,000	—	30,979	30,979	3,024	251,492	254,516	△7,229	378,266
当 期 変 動 額									
当 期 純 利 益				—		55,973	55,973		55,973
剰余金の配当				—		△60,582	△60,582		△60,582
利益準備金の 積 立				—	6,058	△6,058	—		—
自己株式の 取 得				—			—	△30,593	△30,593
自己株式の 処 分			△512	△512			—	7,382	6,870
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)				—			—		—
当期変動額合計	—	—	△512	△512	6,058	△10,666	△4,608	△23,211	△28,332
当 期 末 残 高	100,000	—	30,466	30,466	9,082	240,825	249,907	△30,440	349,933

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	50,825	△49,092	4,664,864	4,666,596	9,171	5,054,034
当 期 変 動 額						
当期純利益						55,973
剰余金の配当						△60,582
利益準備金の 積 立						—
自己株式の 取 得						△30,593
自己株式の 処 分						6,870
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	17,197	64,804	△60,140	21,861	△3,616	18,244
当期変動額合計	17,197	64,804	△60,140	21,861	△3,616	△10,087
当 期 末 残 高	68,022	15,712	4,604,723	4,688,458	5,554	5,043,946

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

其他有価証券

市場価格のない株式等以外
のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

営業用賃貸資産及び同関連資産は主として定額法ですが、一部定率法によっております。その他の有形固定資産については定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物について、全て定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。ただし、残価保証が存在するリース取引については、残価保証相当額を残存価額としております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく将来の費用の発生に備えるため、発生見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定は退職給付に係る期末自己都合要支給額に基づく簡便法によっております。

4. 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

商業施設の運営・管理及び不動産賃貸に係る収益は、役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

当社が商品又は製品の販売並びに商業施設の運営・管理及び不動産賃貸に代理人として関与している場合には、純額で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘ ッ ジ 手 段	ヘ ッ ジ 対 象
為 替 予 約	外貨建債務、外貨建予定取引
金 利 ス ワ ッ プ	長 期 借 入 金

(3) ヘッジ方針

為替及び金利等相場の変動に伴うリスクの軽減、資金調達コストの低減を目的に通貨及び金利に係るデリバティブ取引を行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎として、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略しております。また、特例処理によっている金利スワップについても、有効性の評価を省略しております。

7. のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額	有形固定資産	17,119,962千円
	無形固定資産	116,404千円

(2) その他の情報

資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産の割引前将来キャッシュ・フローに基づき、減損の要否の判定を実施しております。減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

減損の兆候が存在するかどうかの判定において、翌事業年度の営業損益の見積りや市場価格の算定に用いる将来キャッシュ・フロー及び割引率について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は将来の不確実な経済環境及び会社の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額	繰延税金資産	－千円
	繰延税金資産(繰延税金負債と相殺前の金額)	32,486千円

(2) その他の情報

当該金額のうち繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産については、将来の会計期間における将来減算一時差異等の解消時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に発生した一時差異等の解消の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産	建物及び構築物	7,327,026千円
	土地	8,955,189千円
	計	16,282,215千円
担保対応債務	短期借入金	581,328千円
	流動負債のその他	61,436千円
	(1年内返還予定の預り保証金)	
	長期借入金	8,967,610千円
	預り保証金	251,035千円
	計	9,861,410千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		10,518,730千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務		
	短期金銭債権	64,556千円
	長期金銭債権	180,750千円
	短期金銭債務	1,785千円
	長期金銭債務	1,028,870千円
4. 「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部に、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。		
再評価の方法		
土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」に合理的な調整を行って算出しております。		
再評価を行った年月日		2002年3月31日
5. 財務制限条項		
(1) 借入金(2020年12月30日締結のシンジケートローン契約)については、以下の財務制限条項が付されております。		
① 2021年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2020年3月期末日における連結の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。		
② 2021年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結の損益計算書に記載される経常損益を2回連続して損失としないこと。		
(2) 借入金(2024年3月25日締結(2024年6月28日実行)の金銭消費貸借契約)については、以下の財務制限条項が付されております。		
① 2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2023年3月期末日における連結の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。		
② 2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結の損益計算書に記載される経常損益を2回連続して損失としないこと。		

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	営業取引による取引高	
	売上高	1,373,231千円
	仕入高	98,750千円
	営業取引以外の取引による取引高	36,041千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	296,900株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産評価損	52,198千円
関係会社株式評価損	3,543千円
減損損失	43,189千円
貸倒引当金	99,067千円
賞与引当金	11,020千円
退職給付引当金	99,264千円
繰越欠損金	4,666千円
その他	28,289千円
繰延税金資産小計	341,238千円
評価性引当額	△308,751千円
繰延税金資産合計	32,486千円

繰延税金負債	
有形固定資産（資産除去費用）	△5,695千円
その他有価証券評価差額金	△37,324千円
繰延ヘッジ損益	△8,621千円
繰延税金負債合計	△51,641千円
繰延税金負債の純額	△19,154千円

再評価に係る繰延税金負債	
土地再評価差額金	△2,536,636千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（2025 年法律第 13 号）が 2025 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、2026 年 4 月 1 日以降開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を 34.6%から 35.4%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が 1,224 千円、法人税等調整額が 135 千円、それぞれ増加し、その他有価証券評価差額金が 884 千円、繰延ヘッジ損益が 204 千円、それぞれ減少しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は 60,140 千円増加し、土地再評価差額金が同額減少しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	大東紡エステート(株)	所有 直接100%	役員の兼任 設備の賃貸	設備の賃貸 (注1)	1,372,775	売掛金 預り保証金	14,347 1,028,870
子会社	新潟大東紡(株)	所有 直接100%	製品の販売 資金の援助	資金の貸付 貸付金の回収 利息の受取 (注2)	22,545 5,400 948	短期貸付金 長期貸付金 (注3)	17,345 180,750

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 価格その他の取引条件は、価格交渉の上、一般的条件を参考に決定しております。
2. 資金の貸付については、当該子会社の財政状態を勘案して金利を決定しております。
3. 新潟大東紡(株)については、短期貸付金及び長期貸付金に対し、当事業年度に17,145千円の貸倒引当金繰入額を計上し、当事業年度末に貸倒引当金198,095千円を計上しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 167円59銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 1円86銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得)

連結注記表(重要な後発事象に関する注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

記載金額は、「1株当たり情報に関する注記」を除き表示単位未満の端数を切り捨てております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

ダイトウボウ株式会社
取締役会 御中

シンシア監査法人
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 金野 栄太郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 長田 洋和
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小川 開三
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイトウボウ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイトウボウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企

業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年 5 月13日

ダイトウボウ株式会社
取締役会 御中

シンシア監査法人 東京都千代田区 指定社員 業務執行社員	公認会計士	金野 栄太郎
指定社員 業務執行社員	公認会計士	長田 洋和
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小川 開三

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイトウボウ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第205期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上